

編一章一節一項	主な改定内容
第1編 共通編	第1章 総則 第1節 総則
1-1-1-3 設計図書の 照査等	2. 設計図書の照査 ○「ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。」を追加
1-1-1-14 工事の下請負	○(3)に「なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。」を追加
1-1-1-23 建設副産物	4. 再生資源利用計画 ○「土砂、砕石または加熱アスファルト混合物」を「コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等」に改定 5. 再生資源利用促進計画 ○「再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成」を「法令に基づき再生資源利用促進計画を作成」に改定
1-1-1-24 監督員等による 検査（確認を含む）及び立会等	6. 段階確認 ○(1)③「型枠組立完了時」を「初回型枠組立完了時」に改定
1-1-1-33 施工管理	○「6. 良好な作業環境の確保」を「6. 労働環境の改善」に改定 ○「受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。」を追加
1-1-1-37 工事中の安全確保	○「6. イメージアップ」を「6. 現場環境改善」に改定 ○本文中の「イメージアップ」を「現場環境改善」に改定
第3編 施工編	第4章 治山ダム工 第8節 コンクリートダム工
第8節 コンクリートダム工	○(1)の「また、単位重量は、22.6kN/m ³ 以上でなくてはならない。」を削除